

27 監査報告第10号
平成28年3月30日

千葉市議会議長 向 後 保 雄 様
千 葉 市 長 熊 谷 俊 人 様

千葉市監査委員 清 水 謙 司
同 宮 原 清 貴
同 村 尾 伊佐夫
同 森 茂 樹

地方自治法第199条第1項、第4項、第5項及び第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により監査の結果に関する報告を提出します。

第2期財務定期監査結果報告

第1 監査の対象

総合政策局、財政局、水道局、会計室、議会事務局

第2 監査の範囲

平成27年4月1日から平成27年10月31日までに執行された財務に関する事務及び経営に係る事業の管理

ただし、必要がある場合は、上記以外の期間も範囲とした。

第3 監査の期間

平成27年12月1日から平成28年3月25日まで

第4 監査の方法

今回の監査は、合規性を主眼とし、経済性・効率性・有効性の視点にも留意して、次に掲げる主な着眼点により、歳入・歳出予算の執行状況調書、徴収関係書、支出負担行為伺書、支出命令書その他関係証書類を調査するとともに、関係職員から説明を聴取し、必要に応じて現地調査を行った。

<主な着眼点>

(1) 収入事務

- ・ 調定額の算定は適正か。また、計算に誤りはないか。
- ・ 納入の通知は適正に行われているか。
- ・ 現金出納簿は、遅滞なく正確に記帳されているか。

(2) 支出事務

- ・ 支出負担行為の時期は適正か。また、漏れはないか。
- ・ 支出負担行為額の算出に誤りはないか。
- ・ 支出の特例による支払方法（資金前渡、概算払、前金払等）及び精算等の手続は、法令等に定めるところにより適時、適正に行われているか。
- ・ 検査検収は確実に行われ、かつ、物品供給、修繕等の事実のないものはないか。

(3) 契約事務

- ・ 入札の諸手続は適正、かつ公正に行われているか。
- ・ 随意契約による場合、その理由は適正か。
- ・ 契約書、見積書等関係書類及び帳簿は確実かつ的確に整備されているか。
- ・ 検査の実施時期に遅れはないか。

(4) 財産管理事務

- ・ 財産の取得及び処分の手続並びに管理は適正か。
- ・ 公有財産は効率的に運用されているか。遊休化しているものについて、活用方

途は講じられているか。

- ・ 公有財産の貸付（使用許可）期間及び貸付（使用）料その他貸付（使用許可）条件は適正か。
- ・ 物品は正しく分類整理されているか。

第5 監査の結果

監査の対象とした局等の事務事業は、おおむね適正に執行されていたが、次のとおり改善及び検討の必要があるものが認められた。

1 指摘事項

(1) 収入事務

ア 行政財産目的外使用料の徴収を適正に行うべきもの（財政局）

行政財産使用料条例第3条第1項及び第2項によると、行政財産使用料は前納が原則となっており、例外として、使用者が国、他の地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体である場合又は市長が別に定める場合は、使用料を後納させることができるとされている。

また、「行政財産使用料の後納の取扱いについて」（平成22年3月30日付け 財政部長通知）によると、市長が別に定める場合として、使用開始日が4月1日である場合や許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分の使用料については、使用開始日又は年度当初日から起算して30日以内に納付させなければならないとされている。

しかしながら、行政財産目的外使用料の徴収については、使用開始日が4月1日である場合又は許可期間が年度をまたぐ使用許可の場合の次年度以降分に係る使用料を使用開始日又は年度当初日から起算して30日を過ぎた納期限で納入の通知がなされていた。

行政財産目的外使用料の徴収については、条例等に基づき適正に行われたい。

【参考】適正に行われていなかった事例

使用開始日	納期限
平成26年4月1日	平成27年6月9日
平成27年4月1日	
平成27年4月1日	平成27年6月22日
平成26年4月1日	平成27年9月4日

※ 使用開始日が平成26年4月1日のものは平成27年4月1日以降も引き続き使用許可している。

イ 宅地の評価を適正に行うべきもの（財政局）

固定資産の土地の評価については、地方税法第388条第1項の規定によって告示された固定資産評価基準（昭和38年自治省告示第158号）に基づき定めた土地評価事務取扱要領によって行うものとされている。

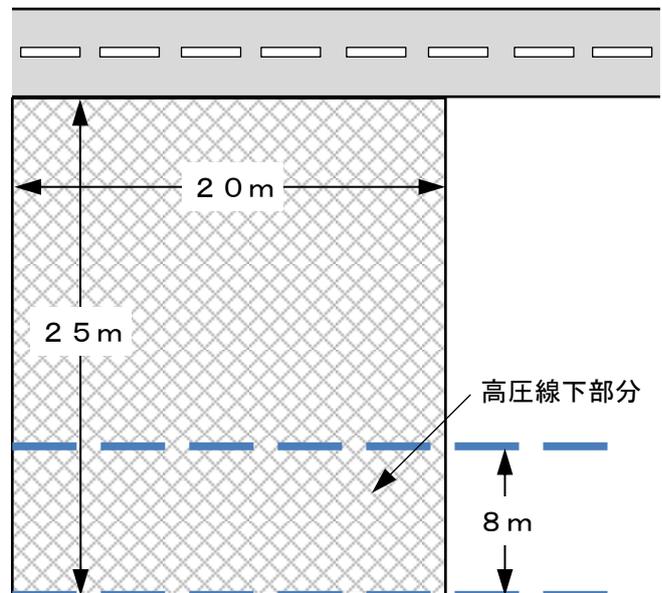
また、同要領によると、宅地の評価は、各筆の宅地について評点数を付設し、当該評点数を評点1点当たりの価額に乗じて各筆の価額を求める方法によって行うものとされており、高圧線下に位置するために利用上の制限を受けている土地については、所定の補正率によって、その評点数を補正するものとされている。

しかしながら、一部の宅地については、賦課期日現在において高圧線が撤去されたことにより利用上の制限を受けなくなったにもかかわらず、引き続き、評点数の補正を行っている事例が見受けられた。

宅地の評価については、評価の均衡を図るため、その現況に応じて適正に行われたい。

【参考】高圧線下補正について

課税地積に対する 高圧線下地積の割合	補正率
10%以上20%未満	0.95
20%以上30%未満	0.90
30%以上40%未満	0.85
40%以上50%未満	0.80
50%以上60%未満	0.75
60%以上70%未満	0.70
70%以上80%未満	0.65
80%以上90%未満	0.60
90%以上95%未満	0.55
95%以上	0.50



高圧線下地積 $20\text{m} \times 8\text{m} = 160\text{m}^2$
 課税地積 $20\text{m} \times 25\text{m} = 500\text{m}^2$
 高圧線下地積割合 $160\text{m}^2 \div 500\text{m}^2 \times 100 = 32\%$
 \therefore 補正率 0.85

ウ 直接収納に係る領収書の交付を適正に行うべきもの（財政局）

予算会計規則第32条第5項によると、現金出納員等は、納入義務者から現金を直接収納した場合において、領収書を納入義務者に交付するときは、納入通知書等、納付書及び領収書綴の領収欄に所定の領収印を押印しなければならないとされている。

また、「予算会計規則の運用について」（副市長依命通達）第32条関係第2によると、「所定の領収印」とは、公印規則で定める現金出納員印、区現金出納員印、

領収印及び区領収印をいうとされている。

しかしながら、原動機付自転車等の試乗用標識の交付手数料の直接収納に係る領収書については、現金出納員印を押印すべきところ、所管課長の認印を押印し、納入義務者に交付している状況が見受けられた。

直接収納に係る領収書の交付については、市が納入義務者から現金を収納した事実を明確にするため、適正に行われたい。

エ 固定資産税及び都市計画税の減免を適正に行うべきもの（財政局）

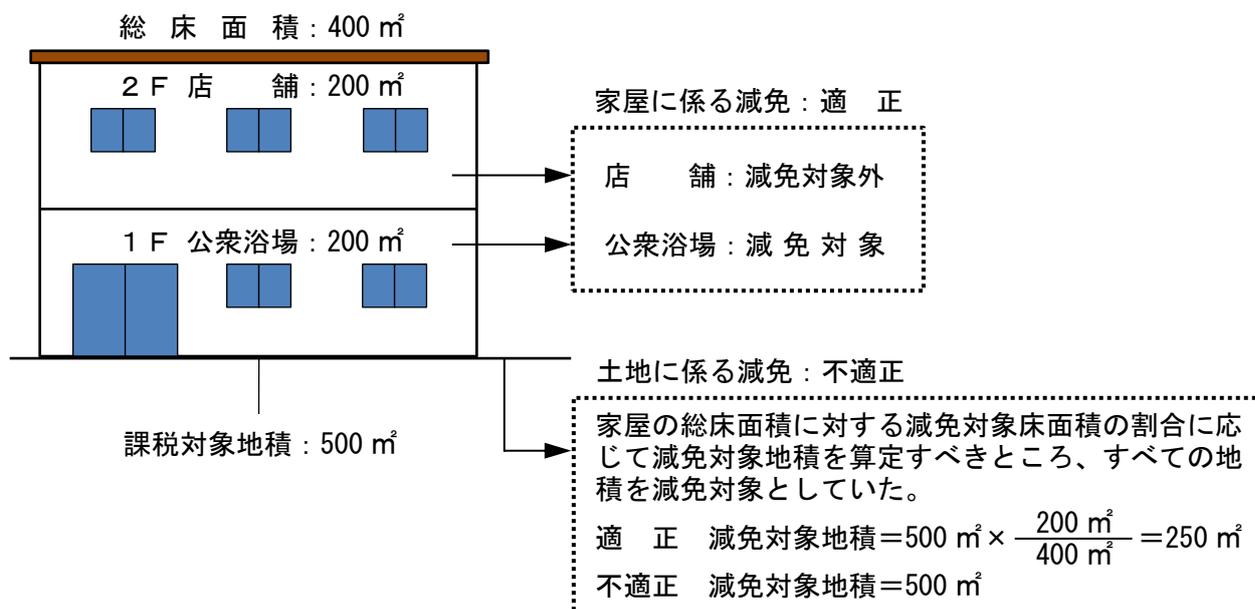
市税条例第9条第1項第3号によると、市長は、公益上その他の事由により、特に減免を必要とするときは、固定資産税及び都市計画税（都市計画税については、地方税法第702条の8第7項の規定により固定資産税の減免額の割合と同じ割合によって減免を行うとされている。）を減免することができることとされている。

また、同条例施行規則第8条によると、固定資産税及び都市計画税を減免するときは、別表第2に定めるところにより、必要に応じて減免するものとするとしており、別表第2において、物価統制令第4条の規定に基づき千葉県知事が入浴料金を定める公衆浴場の用に供する固定資産について、減免の範囲とすることが定められている。

しかしながら、一部の公衆浴場に対する固定資産税及び都市計画税の減免においては、直接公衆浴場の用に供していない固定資産を減免の範囲に含めて減免が行われている事例が見受けられた。

固定資産税及び都市計画税の減免については、減免申請書及び減免対象資産の実地調査に基づき、減免の範囲に該当するかを的確に審査するなど、適正に行われたい。

【参考】不適正な減免の例※



※ 監査において実際に見受けられた事例とは異なる。

(2) 支出事務

ア 業務委託に係る支出負担行為の専決を適正に行うべきもの（水道局）

水道局における支出負担行為に関する規定として、水道局会計規程第24条第1項によると、支出の原因となるべき契約その他の行為については、あらかじめ文書によって市長の決裁を受けなければならないとされている。

また、水道局決裁規程別表によると、建設改良費等を除く支出負担行為について、支出負担行為額が3,000万円以上のものは局長が、3,000万円未満のものは課長等が、それぞれ専決することができるとされている。

しかしながら、送・配水施設等維持管理業務委託に係る支出負担行為については、支出負担行為額が3,000万円以上であるにもかかわらず、所長が専決していた。

支出負担行為の専決については、規程に基づき適正に行われたい。

(3) 契約事務

ア 産業廃棄物の運搬及び処分の委託を適正に行うべきもの（総合政策局）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第5項によると、事業者は、事業活動に伴って生じた産業廃棄物の運搬又は処分を他人に委託する場合には、許可を受けた産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者（以下「産廃許可業者」という。）に委託しなければならないとされている。

しかしながら、東京事務所移転に伴い発生した不用物品の廃棄処理において、産廃許可業者に運搬及び処分を委託しなければならないところ、産廃許可業者ではない者にこれらを委託していた。

産業廃棄物の運搬及び処分の委託については、法令に基づき適正に行われたい。

イ 長期継続契約の施行決定及び契約の締結の決定を適正に行うべきもの（財政局）

決裁規程別表第1によると、長期継続契約の施行決定及び契約の締結の決定については、契約期間中の執行予定総額により、専決権者の意思決定を受けるものとされている。

しかしながら、本庁舎清掃業務委託他2件の長期継続契約については、契約期間中の3年間の執行予定総額により局長専決とすべきところ、1年間の執行予定額により部長専決としていた。

長期継続契約の施行決定及び契約の締結の決定については、規程に基づき適正に行われたい。

ウ 請負契約に係る想定業務量の算定を適正に行うべきもの（財政局）

税務事務センター運營業務委託に係る仕様書によると、税務事務センターにおける税務関係照会文書等の処理に係る委託期間中の想定業務量は、仕様書別紙「税務事務センターの月別年間事務量」を参考とすることとされている。

しかしながら、当該業務委託については、仕様書に定める想定業務量が、実績と大きく乖離している状況が見受けられた。

請負契約は、受注者が市から独立して業務を行うものであることから、従事者の配置・増員等が適時・適切に行われ、効率的かつ円滑な業務の履行が確保されるよう、想定業務量の算定を適正に行われたい。

【参考】 税務事務センターの業務量について（12月まで）

事務区分			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
公用	他市からの税情報に関する文書照会対応	想定	777	681	1,418	1,691	1,498	778	1,382	950	839	10,014
		実績	1,487	1,851	3,720	2,754	2,513	2,150	2,253	1,863	1,809	20,400
照会	私用の税証明発行に関する郵送請求対応	想定	360	239	628	423	319	280	326	253	220	3,048
		実績	589	475	1,185	691	562	543	609	488	405	5,547
口座振替	口座振替申込・解約の受付処理	想定	242	1,357	1,383	1,598	1,225	532	283	326	191	7,137
		実績	4,176	3,166	3,786	1,495	899	615	517	356	350	15,360
関係	口座振替への問合せ対応	想定	400	250	300	200	200	150	100	100	150	1,850
		実績	80	243	183	441	91	91	138	109	118	1,494
軽自動車に係る申告書受付・端末入力	振替不能の処理	想定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		実績	0	2,986	81	773	3,203	887	0	1,082	0	9,012
合計		想定	5,425	4,186	5,087	7,398	8,732	3,949	5,787	3,832	4,517	48,913
		実績	13,936	11,755	11,838	10,506	11,381	9,363	8,341	8,611	8,359	94,090

※ 想定業務量は、東部市税事務所のみの数で誤って算定されている。

エ 希望型指名競争入札を適正に執行すべきもの（財政局）

「業務委託に係る希望型指名競争入札の入札参加資格要件等の設定について」（平成22年12月27日付け財政部長通知）によると、希望型指名競争入札に係る予定価格の積算に当たっては、最低賃金法など労働関係法令等を遵守し、業務内容に見合った適切な積算内訳書を作成し、適正な予定価格を設定することとされている。

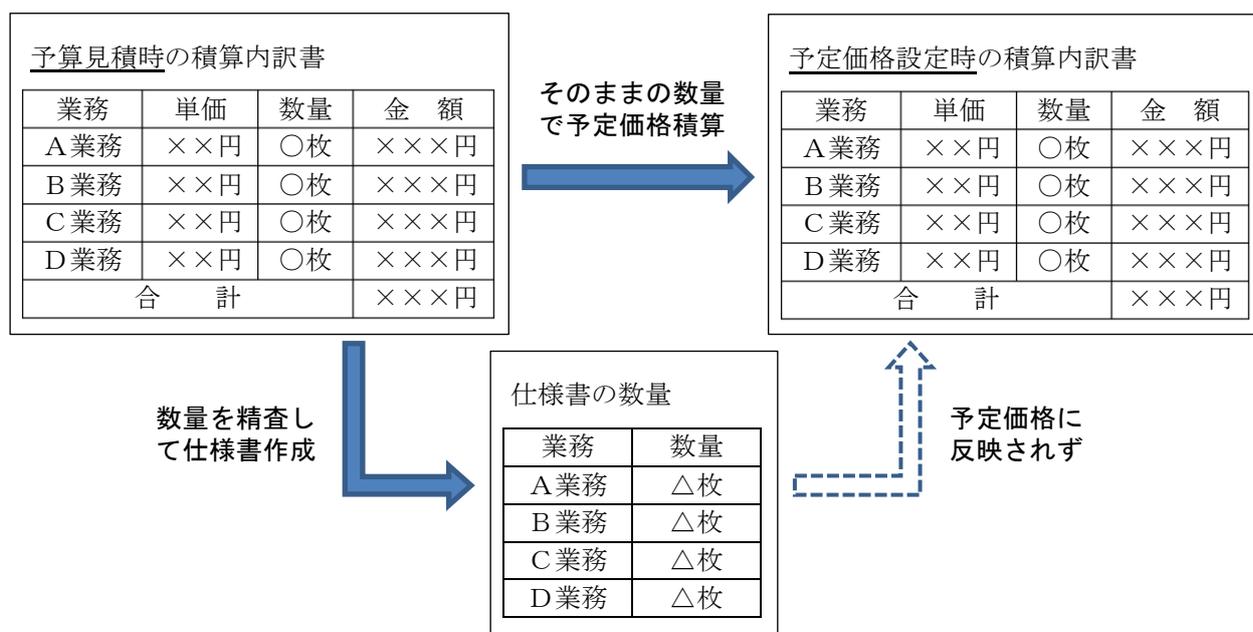
また、落札者の決定に当たっては、相手方から必ず積算内訳書等を徴収し、入札価格の積算根拠等を確認するとともに、最低賃金法など労働関係法令等に照らし、適正な業務の履行の確保が可能かどうか十分に検証することとされている。

しかしながら、一部の業務委託については、入札結果に影響はなかったものの、希望型指名競争入札に係る予定価格の設定に当たって市が作成した積算内訳書が、仕様書に定める業務内容に見合った数量で積算されていない事例が見受けられた。

また、落札者の決定に当たり、相手方から積算内訳書等を徴収していないなど、積算根拠等の確認が十分になされていない事例も見受けられた。

希望型指名競争入札の執行に当たっては、適正な業務の履行を確保するため、予定価格の設定の基礎となる積算内訳書を適切に作成するとともに、落札者の決定における入札価格の積算根拠等の確認を適正に行われたい。

【参考】 適正な予定価格が設定されていなかったものの例



オ 最低制限価格を適正に設定すべきもの（財政局）

地方自治法施行令第167条の13において準用する同施行令第167条の10第2項によると、普通地方公共団体の長は、指名競争入札により工事又は製造その他についての請負の契約を締結しようとする場合において、当該契約の内容に適合した履行を確保するため特に必要があると認めるときは、あらかじめ最低制限価格を設けて落札者を決定することができる」とされている。

しかしながら、平成27年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定通知書等の封入封緘等に伴う派遣業務委託に係る希望型指名競争入札については、入札結果に影響はなかったものの、その契約の性質が請負契約ではなく、労働者派遣契約であるにもかかわらず、最低制限価格を設定していた。

最低制限価格は、検査のみでは契約の適正な履行を完全に確保することが困難な請負契約において例外的に認められているものであることから、契約の性質に応じて適正に設定されたい。

カ 長期継続契約の対象業務を適正に設定すべきもの（水道局）

長期継続契約を締結することができる契約を定める条例第2条によると、長期継続契約を締結することができる契約は、経常的かつ継続的に役務の提供を受け

る契約で、毎年度の当初から役務の提供を受ける必要があるため、翌年度以降にわたり契約を締結しなければ安定的に当該役務の提供を受けることに支障を及ぼすおそれがあるもの等に該当するため、複数年度にわたる契約を必要とする契約で規則で定めるものとされている。

また、「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正に伴う運用について」（平成20年12月19日付け財務部長通知）によると、対象業務は、施設等において、人が常駐し、定型的な業務の履行が年間を通じて、継続（毎日）して行われる業務を対象とするとされている。

しかしながら、浄水場施設清掃業務委託については、週1回又は年複数回の清掃業務を対象として長期継続契約を締結していた。

長期継続契約は、各年度における予算の範囲内でその給付を受けることを条件に、債務負担行為を設定することなく、翌年度以降にわたり契約を締結することができる予算単年度主義の例外であることから、その対象業務を適正に設定されたい。

キ 長期継続契約の締結を適正に行うべきもの（水道局）

「長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の運用について」（平成17年3月23日付け財務部長通知）によると、長期継続契約を締結する際には、契約書に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨を記載することとされている。

しかしながら、一部の契約については、長期継続契約を締結しているにもかかわらず、契約書中に次年度以降に予算措置がされない場合は、金額の変更契約をするか、契約を解除する旨が記載されていなかった。

長期継続契約の締結に当たっては、通知等に基づき適正に行われたい。

（４）財産管理事務

ア 定額小為替証書の管理を適正に行うべきもの（財政局）

物品会計規則第46条によると、物品取扱員等は、出納又は保管する消耗品について消耗品出納簿を備え、消耗品の分類及び品目ごとにその増減等による数量、現在高その他必要な事項を記録しなければならないとされている。

また、「消耗品出納簿の記載について」（平成16年4月1日付け会計室長通知）によると、切手、印紙、プリペイドカードなどの金券類及び薬品、油類等の危険物については、消耗品出納簿への記載を省略せず、特に適正な管理に努めることとされている。

しかしながら、課税管理課においては、税務証明の郵送請求に伴うつり銭交付用として、定額小為替証書を出納保管しているが、当該定額小為替証書に係る消耗品出納簿が備えられていなかった。

定額小為替証書は、切手等と同様に金券としての性質を有する消耗品であるこ

とから、管理を適正に行われたい。

(5) その他

ア 公文書の保存を適正に行うべきもの（総合政策局）

公文書管理規則第6条によると、市長は、公文書を、市長が定める保存期間が経過するまでの間、所定の書庫、保管庫等において適切に保存しなければならないとされている。

しかしながら、平成27年国勢調査の調査用品受領、保管、仕分け等、配送業務委託の事務処理において、予定価格の設定に当たって作成した積算内訳書を保存することなく、業務委託終了後に廃棄していた。

公文書の保存については、規則に基づき適正に行われたい。

2 意見

(1) 収入事務

ア 原動機付自転車等の標識再交付に係る弁償金の徴収基準等の整備を検討すべきもの（財政局）

市税条例第33条第7項によると、原動機付自転車等の標識の交付を受けた者が、標識をき損し、亡失し、又はま滅したことにより、標識の再交付を受ける場合において、当該標識のき損又は亡失がその者の故意又は過失に基づくときは、1個につき弁償金として100円を納めなければならないとされている。

しかしながら、弁償金の徴収事務については、弁償金の徴収に必要な手続きを定めたマニュアル等や相手方の故意又は過失を判断するための基準等が整備されていない状況が見受けられた。

原動機付自転車等の標識再交付に係る弁償金の徴収については、市税事務所間における事務執行の統一性、公平性、明確性等を確保するため、基準等の整備を検討されたい。